

平成30年3月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- ネット被害対策  
その2 削除請求について
- 所有者が不明の場合の  
処置について

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 48



エバー総合法律事務所

# ネット被害対策

## その2 削除請求について

インターネット上の掲示板などで誹謗中傷等の名誉を棄損された場合の対策について、Vol.40（ホームページにバックナンバーを掲載しています）で、相手の特定のための開示請求について記載しました。今回は、ネット上の掲載の削除請求について述べたいと思います。

削除請求の方法としては、①掲示板などの管理会社（以下「管理会社」といいます）に対して行う方法、②投稿者に対して行う方法があります。

①について、3つの方法があります。

### I) 任意の削除請求

管理会社による対応を求め、任意の削除を要求する方法です。これについては、各管理会社が管理規則などのルールを定めていると思いますが、そのルールにあてはめて削除請求をします。この点に関し、管理会社などの電気通信事業者（ネットに接続するためのプロバイダといわれる接続業者も含みます）は、通称プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）で、削除したことに対する発信者からの損害賠償請求を免れる要件が定められていますので、その要件に該当するよう主張することが必要です。プロバイダ責任制限法の運用のために、ネット上の権利侵害に適切・迅速に対処できるように、2002年2月に業者団体である一般社団法人テレコムサービス協会が設立され、その協会の協議会によってガイドラインが設けられました（ネットで公開されています）。その中には開示請求に関してだけでなく、権利侵害かどうかについての判断基準なども示されており、削除請求の際の判断にも有効であると思われます。

### II) 仮処分

任意の削除請求がうまくゆかない場合には、削除を早急に行ってもらう必要があるため、裁判所に対し掲載の削除の仮処分命令を申し立てる方法があります。これは、「仮」とはいえ削除をしてもらうための有効な手段ではありますが、裁判所に対する主張と裏付けのための立

証活動が必要です。また、保証金も必要です。ただ、保証金については、比較的 low 額で運用されることが多いようです。

### III) 削除請求訴訟

裁判による方法です。仮処分をかけた場合にも裁判による方法は必要になりますが、具体的には、掲載の削除を求める裁判になります。投稿者の場合とは少し異なり、管理会社やプロバイダなどに対する場合には、掲載が権利侵害にあたることを警告したにもかかわらず放置したことが不作為による違法行為だ、ということで削除を求めることになります。

### ② 次に投稿者に対して行う方法について述べます。

開示請求によって相手が特定されたことを前提にします。この場合には、通常、営業権、著作権やプライバシーなど法的に保護された権利が侵害されたことに基づいて請求を行うことになります。たとえば名誉棄損のケースでは、「気持ち悪い」とか「感じ悪い」という抽象的な表現の場合、ほかの記載と総合的に判断して具体的な事実について名誉を侵害していることが判断できる場合はよいのですが、単なる感想だけの場合には、権利侵害といえるか困難な場合もありますので注意が必要です（具体的な事実を摘示していることが必要ということです）。

具体的な方法としては、任意の削除請求から始めますが、任意の削除に応じない場合には、法的な方法で求めることになります。併行して管理会社やプロバイダに対する請求や法的措置を求めていくことになりますが、投稿者に対しては削除請求の裁判を求めることになります。

以上については削除請求を記載しましたが、併行して損害賠償を求めることも検討する必要があります。

削除請求の場合や損害賠償請求の場合にも、「不法行為」という民法に根拠を置く請求になります。裁判になった場合の注意点についてはまた別の機会に述べますが、被害に遭われた場合にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年3月20日(火)、3月28日(水)、4月3日(火)、4月11日(水) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 所有者が不明の場合の 処置について

私道所有者の所在が不明であったり、また、土地の利用に関し土地の所有者の所在が不明で困ることがあります。法務局での登記事項証明書を取得すれば、登記上掲載されている所有者名や住所は分かるのですが、その場所に行ってみてもその方や会社が存在しないということがあります。登記されてから5年くらいの間は、利害関係があれば住民票を取得して探すことが可能ですが、古い登記の場合にはその方法も難しくなります。このような場合の処理について今回記載してみたいと思います。

不明者が個人と法人とでは異なりますので分けて考えてみます。

## 1 個人の場合

個人の場合には、所在だけでなく生死の確認もする必要があります。通常、その方との間で法的に処理する必要がある場合には、戸籍と戸籍の附票を取り寄せます（法的措置を依頼した上での専門職による取得になります。）。戸籍の存在からは生死が確認でき（死亡が確認できればその後は相続人を探索することになります）、附票からは住民票の移転の経緯が分かり、最後の住所地を探知することができます。

戸籍については、登記事項証明書に記載している住所地に、通常本籍を置いておくことが多いので取り寄せることも可能なことが多いのですが、本籍地が異なる場合には、難しくなります。他の手がかりもまったくない場合には、所在不明による法的手続を取らなければなりません。この場合には、裁判所への不在者財産管理人の選任申立てが可能となります。ただ、申立人は利害関係人（及び検察官）であることが必要です。

この申立てによって裁判所が不在者財産管理人を置く必要があると判断した場合には、通常弁護士などの専門職が選任され、判明している財産の管理や財産調査を行います。不在者財産管理人は、財産の保存行為や管理物件の性質を変えない利用や改良などはできますが、財産処分などその権限を越える行為については裁判所の許可が必要です。私が不在者財産管理人として関与したケースでも、借地上の建物が老朽化していたため裁判所の許可を取得して売却したことがあります。なお、不在者の生死が7年間明らかでないとき、例えば親族にも音信がまったく不通で行方

不明である場合などですが、失踪宣告といって亡くなったものとみなす制度もあります。この場合には相続が開始したものと扱われることになります。

## 2 法人の場合

よくあるケースでは、例えば私道のある会社が所有しているけれどもその会社が事実上消滅していたり、あるいは抵当権が設定されているのだけれど抹消をお願いするにも所在不明という場合です。

まず、法務局で会社の登記事項証明書を取得します。

会社の登記がある場合には、その役員に対して連絡を取ったり法的措置を講じることが可能になりますが、会社の代表者が死亡し新たな代表者の選任がなされていない場合や、代表者が行方不明で連絡がつかない場合で法的措置を行う場合には、裁判所に申立てをし、その手続について特別代理人を選任してもらい、手続を行う方法があります。

清算登記がされている場合には、清算人に対して連絡をとります。清算人が亡くなっていたり、所在不明な場合には、新たな清算人選任申立を裁判所に対して行います。裁判所が清算人の必要性を認めると、通常、弁護士等の専門職を清算人に選任し、清算人がその会社の資産を管理・処分します。

役員の変更登記などの登記手続をせず放置したため登記所に職権で、解散されたものとみなされた場合（解散の登記がされます）や、破産手続を開始した後破産手続が終結し、会社の登記が消滅した後、管理・処分の必要が生じた場合にも同様です。

会社の登記さえも消滅している場合にも同様に清算人の選任申立を行い、裁判所で清算人を選任してもらったうえで、清算登記を行い清算人としての管理・処分を行うことになります。

不動産に関する訴訟などについては、上記のとおり、特別代理人の方法で行える場合があり、その場合には清算人よりも裁判所に納める費用が安く済む場合もあります。お悩みの場合にはご相談ください。



# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

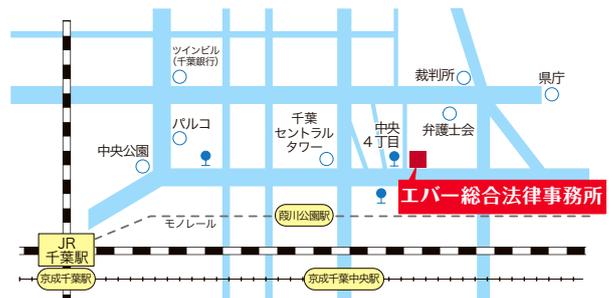
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。